

○白河市景観条例

平成22年12月20日条例第39号

改正

平成27年12月24日条例第54号

平成30年3月23日条例第21号

白河市景観条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 景観法の施行に関する事項

第1節 景観計画等（第6条・第7条）

第2節 行為の規制等（第8条—第18条）

第3節 景観重要建造物等（第19条—第25条）

第3章 景観形成の推進

第1節 景観まちづくり協定（第26条・第27条）

第2節 景観形成住民団体（第28条）

第3節 表彰、助成等（第29条・第30条）

第4章 白河市景観審議会（第31条—第33条）

第5章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定め、自然及び歴史的環境と調和した個性的で優れた景観をつくり、守り、育てること（以下「景観の形成」という。）によって、親しみと愛着と誇りのある「ふるさと白河」を創造することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（市の責務）

第3条 市は、景観の形成を図るため、必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を

有する。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めるものとする。
- 3 市は、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合は、景観の形成に先導的役割を果たすよう努めるものとする。
- 4 市は、景観の形成に関する市民の意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、その個性と創意を發揮することにより、景観の形成に努めるとともに、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、景観の形成について必要な配慮をするとともに、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観法の施行に関する事項

第1節 景観計画等

(景観計画の策定等の手続)

第6条 市長は、景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下単に「景観計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、景観計画を定めようとするときは、白河市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。ただし、軽微な変更その他の変更で規則で定めるものについては、この限りでない。

(景観計画の策定等を提案することができる団体)

第7条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第28条第1項に規定する景観形成住民団体とする。

第2節 行為の規制等

(届出を要する行為)

第8条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律

第137号) 第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。) 、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号) 第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。) その他の物件の堆積
(行為の届出)

第9条 法第16条第1項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した規則で定める届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

第10条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号) 第1条第2項第4号の条例で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 法第16条第1項第1号に掲げる行為にあつては、敷地面積、建築面積、延べ面積、構造、外観の仕上げ材料、敷地の緑化の方法並びに外観を変更することとなる修繕又は模様替及び色彩の変更に係る面積を記載した図書

(2) 法第16条第1項第2号に掲げる行為にあつては、築造面積、構造、敷地の緑化の方法並びに外観を変更することとなる修繕又は模様替及び色彩の変更に係る面積を記載した図書

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める図書
(届出を要する事項)

第11条 法第16条第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 行為の完了予定日

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
(変更の届出)

第12条 法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施工方法(その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるものに係るものを除く。) とする。

2 法第16条第1項の規定による届出をした者は、前条第1号に掲げる事項に変更があつたとき又は当該届出に係る行為を取りやめたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(適用除外行為)

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号まで又は第8条各号に掲げる行為のうち、別表に掲げる当該行為の種類に応じた規模のもの
- (2) 法令に基づく許可、認可、認定又は届出に係る行為で、規則で定めるもの
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積のうち、次に掲げるもの
 - ア 当該堆積が、外部から見通すことのできない場所で行われるもの
 - イ 当該堆積の期間が90日を超えて継続しないもの
- (4) 仮設の建築物で、存続期間が1年以内（工事に必要な仮設の建築物等で工期が1年を超える場合は、その期間）のもの新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (6) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (7) 農林漁業を営むために行われる土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更及び屋外における土石その他の物件の堆積
(公表)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、期限を付して意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の公表をしようとするときは、必要に応じ、白河市景観審議会の意見を聴くものとする。この場合において、市長は、前項の意見書の内容を白河市景観審議会に報告しなければならない。

(特定届出対象行為)

第15条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に規定する届出を要する行為とする。

(変更命令等の手続)

第16条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、必要に応じ、白河市景観審議会の意見を聴くものとする。

(行為の完了の届出)

第17条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(経過措置)

第18条 景観計画において景観計画区域又は法第8条第2項第2号に規定する事項（以下この条において「制限事項」という。）を変更する際、現に法第16条第1項又は第2項の規定による届出がされている行為であって、その変更により制限事項に適合しなくなったものに対する当該景観計画区域及び制限事項の適用については、なお従前の例による。

第3節 景観重要建造物等

(景観重要建造物の指定)

第19条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物（以下単に「景観重要建造物」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ、白河市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第20条 法第25条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を維持するものであること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずるものであること。
- (3) 景観重要建造物の敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検するものであること。

(景観重要建造物の指定の解除)

第21条 市長は、法第27条第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、白河市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(景観重要樹木の指定)

第22条 市長は、法第28条第1項に規定する景観重要樹木（以下単に「景観重要樹木」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ、白河市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第23条 法第33条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 剪定、下草刈りその他の景観重要樹木の良い景観を保全するために必要な管理を行うものであること。
- (2) 景観重要樹木の保育の状況を定期的に点検するとともに、病虫害の駆除その他の措置を行うものであること。

(景観重要樹木の指定の解除)

第24条 市長は、法第35条第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、白河市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(景観重要建造物等に係る助成等)

第25条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の保存又は活用について所有者等に技術的援助を行い、又は予算の範囲内において費用の一部を助成することができる。

- 2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の保存又は活用のため必要があると認めるときは、その所有者等からの申出により、景観重要建造物又は景観重要樹木の購入について所有者等と協議するものとする。

第3章 景観形成の推進

第1節 景観まちづくり協定

(景観まちづくり協定の締結)

第26条 一定の区域内に存する土地、建築物等の所有者又はそれらについて使用する権原を有する者は、その区域内における景観の形成に関し、景観まちづくり協定を締結することができる。

- 2 景観まちづくり協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 景観まちづくり協定の名称、目的及び対象となる区域に関する事項
 - (2) 建築物等の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材並びに敷地の緑化に関する事項その他景観の形成に関する事項
 - (3) 景観まちづくり協定の有効期間並びに変更及び廃止の手続に関する事項

(景観まちづくり協定の認定)

第27条 景観まちづくり協定を締結した者は、前条第2項各号に掲げる事項を記載した景観まちづくり協定書を作成し、規則で定めるところにより、市長にその認定を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により景観まちづくり協定の認定を求められた場合においては、

景観まちづくり協定を審査し、その内容が景観の形成に寄与し、かつ、規則で定める要件に該当するものであると認めるときは、これを認定するものとする。

- 3 市長は、景観まちづくり協定内容及び運用が景観の形成を図る上で適当でなくなつたと認めるときは、前項の認定を取り消すことができる。
- 4 市長は、景観まちづくり協定を認定し、又は取り消そうとするときは、必要に応じ、白河市景観審議会の意見を聴くものとする。

第2節 景観形成住民団体

(景観形成住民団体の認定)

第28条 市長は、まちづくりの推進を図る活動を目的として設立された団体であつて、良好な景観の形成の促進のための活動を行うものを、規則に基づく申請により、景観形成住民団体として認定することができる。

- 2 景観形成住民団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、景観形成住民団体が良好な景観の形成の促進のための活動を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 4 市長は、景観形成住民団体を認定し、又は取り消そうとするときは、必要に応じ、白河市景観審議会の意見を聴くものとする。

第3節 表彰、助成等

(表彰)

第29条 市長は、景観の形成に関し、優れた効果をもたらしたと認めるときは、その景観の形成に貢献した者を表彰することができる。

(景観の形成に係る助成等)

第30条 市長は、景観の形成のために必要と認められる行為に対し、技術的援助を行い、又は予算の範囲内においてその行為に要する費用の一部を助成することができる。

第4章 白河市景観審議会

(審議会の設置)

第31条 市長の附属機関として、白河市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、景観の形成に関する事項（屋外広告物（白河市屋外広告物等に関する条例（平成27年白河市条例第54号）第2条第1項に規定する屋外広告物

をいう。)に関する事項を含む。)を調査審議する。

(組織)

第32条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(審議会の運営)

第33条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第31条から第33条までの規定は、平成23年2月1日から施行する。

(白河市都市景観条例の廃止)

- 2 白河市都市景観条例(平成17年白河市条例第141号)は、廃止する。

(白河市都市景観条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の白河市都市景観条例(以下「廃止前の条例」という。)第14条第1項の規定により締結されている都市景観協定又は廃止前の条例第15条第2項の規定により認定されている都市景観協定は、それぞれ第26条第1項の規定により締結された景観まちづくり協定又は第27条第2項の規定により認定された景観まちづくり協定とみなす。
- 4 この条例の施行前にされた廃止前の条例第17条第1項に規定する届出については、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月24日条例第54号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第13条関係）

法第16条第7項第11号の規定に基づく届出を要しない行為

1 景観計画区域（景観計画重点区域を除く。）における場合

（1） 法第16条第1項第1号関係

行為の種類	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10メートル未満かつ延べ面積1,000平方メートル未満（地階を除く階数が3以上である建築物にあつては、延べ面積500平方メートル未満）

（2） 法第16条第1項第2号関係

行為の種類	規模	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①擁壁、垣（生垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの	高さ5メートル未満
	②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（⑤に掲げるものを除く。）	高さ10メートル未満
	③煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	④電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
	⑤電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持	高さ20メートル未満

物	
⑥高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	高さ10メートル未満かつ築造面積1,000平方メートル未満
⑦観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊技施設	
⑧コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
⑨自動車の駐車のために供する立体的な施設	
⑩石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	
⑪ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設	
⑫彫像、記念碑その他これらに類するもの	

(3) 法第16条第1項第3号関係

行為の種類	規模
開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為）	面積3,000平方メートル未満

(4) 第8条関係（法第16条第1項第4号関係）

行為の種類	規模
土地の開墾、土石の採取、鉞物の掘採その他の土地の形質の変更	面積3,000平方メートル未満かつ法面の高さ5メートル未満又は長さ10メートル未満

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ3メートル未満かつ堆積の用に供される土地の面積500平方メートル未満
----------------------------	--------------------------------------

2 景観計画重点区域における場合

(1) 法第16条第1項第1号関係

行為の種類	規模
建築物の新築、増築、改築又は移転	床面積の合計10平方メートル未満
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計10平方メートル未満

(2) 法第16条第1項第2号関係

行為の種類	規模
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①擁壁、垣（生垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの 高さ1.5メートル未満
	②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（⑤に掲げるものを除く。） 無し
	③煙突、排気塔その他これらに類するもの
	④電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの
	⑤電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物
	⑥高架水槽、冷却塔、パラボラア

	<p>ンテナその他これらに類するもの</p> <p>⑦観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊技施設</p> <p>⑧コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設</p> <p>⑨自動車の駐車のために供する立体的な施設</p> <p>⑩石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設</p> <p>⑪ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設</p> <p>⑫彫像、記念碑その他これらに類するもの</p>	
--	--	--

(3) 法第16条第1項第3号関係

行為の種類	規模
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）	面積3,000平方メートル未満

(4) 第8条関係（法第16条第1項第4号関係）

行為の種類	規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積1,000平方メートル未満かつ法面の高さ1.5メートル未満又は長さ10メートル未満
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ1.5メートル未満かつ堆積の用に供される

	土地の面積250平方メートル未満
--	------------------